

I 魅力向上事業に関する事項

1 魅力向上事業について

鶴見緑地は、1990年の国際花と緑の博覧会（以下「花博」という。）が開催された、大阪を代表する都市公園の一つであり、花博当時の施設も活用し、豊かな自然の中でスポーツやレクリエーション、文化活動などが楽しめる公園です。

今般、大阪市では、鶴見緑地の持続的な魅力向上の実現をめざし、「鶴見緑地再生・魅力向上計画（以下「再生・魅力向上計画」という。）」を策定し、その中で、鶴見緑地におけるすべてのステークホルダーによる取組みがSDGsの達成に貢献し、ひいては花博の基本理念である「自然と人間との共生」の実現につながることを念頭に置き、将来像と基本方針を設定しました。

指定管理事業者は、公園や公園施設を適正に管理する指定管理業務に加え、再生・魅力向上計画を踏まえた、既存公園施設の利活用や新規公園施設の整備及び管理運営により新たな魅力を創出する事業を「魅力向上事業」として提案し、実施していただきます。

2 提案の前提条件

魅力向上事業の提案にあたっては、鶴見緑地を良好に維持管理することを前提に、現在の鶴見緑地の魅力をより高める計画としてください。

なお、指定管理事業者として公園全体を効果的・効率的に管理運営するために実施すべき業務や、公園全体の管理運営や公園施設の設置・維持管理においては、資料Ⅱ～Ⅹを参照してください。

(1) 関連法令等

公園及び公園内施設の管理運営を行うにあたっては、募集要項P10、5(1)及びP16、9(3)に掲げるもののほか、次の法令等の規定を遵守してください。

- ・都市計画法、道路法、ガス事業法、電波法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、個人情報保護に関する法律、駐車場法、その他関連法規
- ・大阪市都市景観条例、大阪市屋外広告物条例、建築物における駐車施設の附置等に関する条例、大阪府生活環境の保全に関する法律、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施（技術）基準（大阪市）、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱、大阪市暴力団排除条例、大阪市情報公開条例、その他関連条例
- ・土木工事共通仕様書（大阪市建設局）、土木工事標準図面集（大阪市建設局）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、電気設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、機械設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）

新規施設を整備する場合、土地利用の諸規制により建築が制限される場合があるため、土地利用に係る主な要件について次表の各担当に問い合わせのうえ、施設整備が可能であるか確認してください。（問い合わせの際には、必要事項を記載した様式14「都市計画局への確認事項」を提示し、本件公募に係る確認であることを申し出てください。各担当との打合せ後、聞き取り事項を記入のうえ、書類提出時に同書類を提出してください。）

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ内容
都市計画局開発調整部開発誘導課 （大阪市役所本庁舎 7階）	06-6208-9285	開発許可の要否、 大規模事前協議の要否
都市計画局建築指導部建築確認課 （大阪市役所本庁舎 3階）	06-6208-9291	用途規制、建蔽率・容積率の制限、高さ制限、 日影規制の有無、接道

※都市計画局開発調整部開発誘導課との相談に際しては事前に電話連絡が必要となります。

(2) 許容建築面積

新たな公園施設の整備にあたり、一般施設の建築可能面積は約 30,000 m²です。公園施設の種類によって建築可能面積が異なりますので、詳細は表-1 及び募集要項 P10、5(1)アの「鶴見緑地再生・魅力向上計画【参考資料】 P35」を参照してください。

表-1 新たに建築可能な面積

公園施設の種類	建築可能な面積
一般施設（便益施設、管理施設等）	約 30,000 m ²
休養施設、運動施設、教養施設等の特例施設 注）一般施設の 30,000 m ² を含む	約 90,000 m ²

(3) 公園施設設置・管理許可

新たに公園施設を設置する場合又は既存施設を収益施設として利活用する場合は、利用範囲・施設内容等について大阪市と事前に協議のうえ、大阪市の公園施設設置・管理許可が必要となります。

公園施設の設置・管理期間は指定期間内としますが、公園条例施行規則第 15 条に基づき 3 年ごとに公園施設管理許可の更新手続きが必要となります。

(4) 保証金

ア 指定管理事業者は、公園使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、指定管理事業者が所有する施設等の撤去・処分費相当額を、大阪市に保証金として預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法等については、別途大阪市と協議のうえ、納入していただきます。なお、建築物が建築基準法に定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合には、別途協議できるものとします。

【保証金の算出方法】

指定管理事業者が所有する建築物の延べ床面積 × 単価^{※1} + 指定管理事業者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積 × 500 円/m²

※1 建築物の延べ床面積に対する単価は次のとおりです。

(ア) 鉄骨造

1 棟あたりの面積が 1,000 m²未満の場合 20,000 円/m²

1 棟あたりの面積が 1,000 m²以上の場合 24,000 円/m²

(イ) 軽量鉄骨（プレハブ）造

1 棟あたりの面積が 500 m²未満の場合 22,000 円/m²

1 棟あたりの面積が 500 m²以上の場合 21,000 円/m²

イ 保証金は、公園施設設置許可期間中、大阪市が無利息で預かることとし、許可期間の満了又は解除に際し、事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還します。

(5) 施設の仕様条件

- ・ 本事業で整備する施設（改修又は改築する施設、案内サインの整備、周辺園地の整備等を含む。以下同じ。）は、都市公園法令に規定する公園施設又は占用物件に限られます。
- ・ 施設は、既存施設の配置及び利用者動線を考慮した計画としてください。
- ・ 施設は、3②を参照し、施設外観及び外構並びに施設内部は、鶴見緑地のみどり豊かな自然

景観と調和する意匠としてください。

- ・ 施設は、壁面緑化や屋上緑化を行うなど良好な景観形成に努めてください。また、施設の設置にあたりやむを得ず既存樹木が支障となる場合は、既存樹木の樹勢を確認したうえで移植又は新植を行う等、緑の質の維持、さらには向上に努めてください。
- ・ 既存公園施設も含め施設は、省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用、ライフサイクルコストなどの環境面にも配慮した計画としてください。
- ・ 施設の整備やそれに伴う園地の整備には、バリアフリー、ユニバーサルデザインに十分配慮し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ・ 電気、通信、水道、ガス及び下水道管の供給については、原則、新たに引き込みを行ってください。なお、引き込みにあたっては、指定管理事業者は園内及び周辺の敷設状況を確認し、各供給事業者と協議のうえ、行ってください。やむを得ず大阪市の施設から供給の必要が生じた場合は、大阪市の承諾を得たうえで、電気、通信、水道及びガスについては、使用料が明確になるよう配置計画・整備を行ってください。

(6) リスク分担

魅力向上事業における主なリスクの負担区分については、表－２の通りとします。なお、リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、大阪市と指定管理事業者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

表－２ 魅力向上事業の負担区分一覧表

リスクの種類		概要	負担者	
			大阪市	指定管理事業者
共通段階	第三者賠償	指定管理事業者が、工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
	利用者対応	本事業の許認可に対する対応	○	
		本事業に対する苦情要望等		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	指定後のインフレ、デフレ		○
	金利	指定後の金利変動		○
	不可抗力	自然災害（地震・台風等）、天候等による魅力向上事業の変更、中止、延期、臨時休業		○
事業の中止・延期	大阪市の責任による中止・延期		○	
	指定管理事業者の責任による中止・延期		○	
	指定管理事業者の事業放棄・破綻		○	
計画・設計段階	測量・調査	測量・調査に関するもの		○
	計画・設計	計画・設計に関するもの		○
	諸手続き	必要となるすべての諸手続き		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
整備段階	整備工事・改修工事	本体工事、付帯工事		○
	関連工事	魅力向上事業に支障となる既存公園施設の撤去工事 ※1		○
		最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン等、法令及びガイドラインに基づき必要となる対策工事		○
		その他必要となる工事		○

	工事監理	工事監理に関するもの		○
	性能リスク	大阪市が要求する水準に不適合（施工不良含む）によるもの		○
	工事費の増大	公園施設設置・管理許可後の大阪市の指示に起因する工事費の増大	○	
		上記以外の工事費の増大		○
	工事遅延	大阪市の事由による工事遅延	○	
		指定管理事業者の事由による工事遅延		○
	完成確認	完成確認に関するもの	○	
管理・運営 段階	事業競合	競合事業による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初需要見込みと異なる状況		○
	管理・運営	管理・運営に関するもの		○
	管理・運営経費の増大	大阪市の責任による管理運営経費の増大	○	
大阪市の要因以外による管理・運営費の増大			○	
復旧段階	現状回復	魅力向上事業で実施した整備・改修、イベント等実施後の原状回復		○

※1 いのちの塔については、本資料P5、3①iiiを参照してください。

3 提案を求める内容

再生・魅力向上計画を踏まえ、民間の自由な発想や柔軟かつ優れたアイデアをもって、鶴見緑地の魅力向上につながる事業提案を行ってください。

① 既存施設の魅力向上及び利活用に関する提案

花博の主要施設を含む既存施設については、花博の理念を踏まえて、再生・魅力向上計画の将来像及び基本方針の実現を図るうえで有益で、積極的な利活用が可能な施設については存置し、利活用が困難な施設や、存続の効果が低い施設については廃止し、鶴見緑地の魅力向上のため撤去し、跡地利用を図っていくものとします。

そこで、既存施設については、その魅力を向上させるための利活用の提案を求めますが、存置することとしている、咲くやこの花館、国際庭園の一部及びスポーツ施設を除く他の施設については、施設用途の変更若しくは施設廃止についての提案をすることができます。なお、国際陳列館、水の館、迎賓館、いのちの塔又は花栈敷・花の谷の廃止及び撤去を提案する場合は、花博当時の主要施設として存在していたことを顕彰する工夫もあわせて提案してください。

i 咲くやこの花館に関する提案【必須提案】

[現状]

咲くやこの花館は、花博の本市出展パビリオン「花の休憩所」として建設された大温室で、花博開催期間中には約405万人もの来館者がありました。花博終了後は、再整備を実施し、1991（平成3）年4月に「咲くやこの花館」として再オープンしました。

本施設は、花博の基本理念である「自然と人間との共生」を継承・発展し、貴重・希少な品種をはじめ、地球上の全ての気候帯で生育している植物2,600種、15,000株を収集・展示し、その生育環境を再現しており、規模・設備・栽培技術は日本では最大級、最高水準の植物園です。

[提案を求める内容]

本施設の特性を最大限に発揮し、魅力を高めるための体験型展示手法の導入など新たな

取組みについて提案して下さい。

また、魅力向上を実現するために必要な料金体系等の運営形態について、あわせて提案することができます。

ii 国際庭園エリアに関する提案【必須提案】

[現状]

国際庭園エリアは、花博に参加した国や機関等の特色を表現した 60 箇所の庭園（55 箇所の国際庭園と、日本庭園、日本の庭、むさしの山野草園、樹木展示庭園、ユニオンスクエアガーデン）で構成されています。これらの庭園施設については、出展国の特徴や個性を表現するため、各国から持ち込まれた資材を当該国の職人が整備した事例も多く、資材や工法などが特殊なものもあります。

一部庭園では、寄附等により改修し良好な状態を保っていますが、花博開催から 30 年近く経過し、施設は全体的に老朽化し、一部の庭園においては、施設や土木構造物、建築物に著しい老朽化が認められ、立ち入ることが危険と判断した庭園については、やむを得ずフェンスなどで閉鎖し立入禁止の措置も講じています。

[提案を求める内容]

シンボル性の高い庭園や改修により良好な状態の庭園は、より魅力を高めるための提案を、その他の庭園は、庭園の形態や規模の見直し及び他用途への転換により、庭園エリアをはじめ鶴見緑地全体の魅力向上につながる提案をして下さい。提案にあたっては、前者及び後者のいずれか又は両方の提案をして下さい。

なお、2019 年度下半期に大阪市において、全庭園を対象に案内表示板の設置を予定しており、設置位置について事前に指定管理事業予定者と調整を図る予定です。国際庭園エリアの利活用にあたり、設置後の案内表示板が支障となる場合は、移設場所や移設方法等について大阪市と協議のうえ、指定管理事業者の負担において移設してください。

シンボル性の高い庭園及び改修により良好な状態の庭園は、資料Ⅱ－3を参照してください。

iii いのちの塔に関する提案【必須提案】

[現状]

いのちの塔は、全国の子どもたちから公募した塔のデザイン画 1,500 点をもとに設計・建設するなど、子どもたちの参加をコンセプトに建設されました。花博終了後、大阪市が施設等の寄附を受け、1992（平成 4）年 4 月に「鶴見緑地展望塔」として再オープンし、地上 54 メートルの展望台からは大阪市街の大パノラマを眺望できるとともに、館内には花博当時に登録された会員カードを提示することで、会員からのメッセージや写真などを TV モニターで映し出すことが出来るシステムがありました。

しかし展望塔の利用者が減少し、2009（平成 21）年度末に展望塔の営業を休止して以降は利活用が図られないままとなっており、建物内にあるエレベータ（3 基）及びエスカレーター（1 基）も停止状態となっています。

[提案を求める内容]

いのちの塔を現状の施設形態を残して有効活用する提案又は施設撤去跡に鶴見緑地の魅力向上につながる新たな収益施設などを整備することにより、その場所を有効活用する提案をして下さい。また、施設撤去跡を積極的に活用せず、一般園地とする提案を行うこ

ともできます。

現状の施設形態を残して有効活用する提案の場合、利活用にあたり必要となる施設改修については全て、指定管理事業者の負担において実施していただきます。

施設撤去後の跡地を有効に活用するため新たに収益施設などの設置を提案する場合、当該施設の撤去時期及び撤去費用の負担割合は、大阪市との協議により、提案内容に応じて決定するものとします。

また、施設撤去跡を一般園地とする提案の場合、当該施設の撤去は大阪市の負担により大阪市の工程で行うことを基本としますが、大阪市と指定管理事業者との協議により決定するものとします。

なお、当該施設の撤去に係る設計及び工事について、指定管理事業者に委託する場合があります。

iv 国際陳列館（1、2階）に関する提案【必須提案】

[現状]

国際陳列館は、花博開催期間中、花と緑に関する日本と世界の文化を、展示・映像・イベントにて多角的に紹介するホールとして使用されていた施設です。花博終了後に再整備を行い、現在、花博の理念と成果を継承するため設立された（公財）国際花と緑の博覧会記念協会の事務所として地下1階を活用し、地下2階及び地下1階の一部は陳列館ホール（花博記念ホール）として利用されています。

1、2階部分は、1997（平成9）年4月に「環境学習センター（生き生き地球館）」が開設され、大阪市における環境学習の拠点施設として、展示や環境講座等により、環境問題への理解促進と環境への負荷低減に資する活動支援を行ってまいりましたが、2013（平成25）年度末に閉館して以降、利活用が図られておらず、エレベーター（北側2基）についても停止状態となっています。

[提案を求める内容]

大規模な屋内空間を擁した本施設の特性を活かし、社会ニーズ及び利用者ニーズを捉えた鶴見緑地の魅力向上につながる利活用の提案をして下さい。

v 迎賓館に関する提案【必須提案】

[現状]

迎賓館は、花博開催期間中、ゲストハウスとして使用された施設です。

花博終了後は、長い間一般に開放することもなく経過してきましたが、施設の設置趣旨を踏まえながら、民間事業者等の優れた企画力や経営能力等を活かして施設及び周辺園地の有効利用を図るために、2009（平成21）年9月に事業提案募集を行いました。

現在、選定された民間事業者が、都市公園法令に基づく、公園施設設置・管理許可を受け、結婚式場及び宴会場として、2020年3月31日までの事業期間で運営しています。事業期間終了後、現管理運営事業者により同年6月30日までに原状回復される予定です。

[提案を求める内容]

現管理運営事業者の管理運営期間終了後（2020年7月以降（予定））の迎賓館について、社会ニーズ及び利用者ニーズを捉えた鶴見緑地の魅力向上につながる利活用の提案をして下さい。

vi その他既存施設に関する提案

○ 各種スポーツ施設

[現状]

園内には、球技場、庭球場等をはじめ、市内では鶴見緑地にしかない馬場（以下「乗馬苑」という。）やパークゴルフ場等、複数のスポーツ施設が設置され、多くの方にご利用いただいています。

[提案を求める内容]

あらゆる人々の健康増進・ウェルネスに貢献するための取組みの提案をはじめ、当該スポーツ施設利用者の利便性の向上につながる提案、さらには大会誘致や施設間連携等により、各種施設の個別施設の魅力向上のみならず、鶴見緑地全体の魅力向上につながる提案を求めます。なお、大会誘致等のソフトの取組みに関する提案は、「④新たな賑わい創出事業の提案 ii イベント等に関する提案」にて提案してください。

また、鶴見緑地プールでは、ICTを活用した待ち時間対策やキャッシュレス決済システムの導入、新たな遊具設備の導入などによる利用者サービスの向上と当該施設の魅力向上につながる提案を求めます。

なお、乗馬苑及びパークゴルフ場については、施設の機能維持と高付加価値化を前提に、柔軟な運営を実現するための管理形態及び料金体系等の運営形態について提案することができます。

○ 鶴見緑地の景観を構成する5施設（風車と大花壇、大池とその周辺、大芝生、鶴見新山、中央通り・中央噴水）

[現状]

鶴見緑地の風車は、花博開催時には多くの来園者の印象に残った象徴的な施設であり、花博後に整備された大花壇とともに、鶴見緑地の魅力を発信する施設として多くの方に親しまれています。

鶴見緑地の中心に位置する大池は、鶴見緑地整備以前からあった湿地帯の一部を残して造成され、現在も都市の中で多様な生き物が観察できる貴重な自然環境を創出しています。

花博当時のパビリオンの跡地に整備された大芝生は、市内最大面積を誇る芝生広場で、多くの方に利用されています。

廃棄物等の埋め立て処分によって造成された鶴見新山は、鶴見緑地の特徴である起伏に富んだ地形を形成し、平坦な市街地が広がる大阪市内では最も標高が高く、鶴見緑地全体を見渡せる展望機能を有しています。

約480mにわたるメタセコイア並木と水路で構成される中央通と円形の中央噴水は、駅から園内に来園者を誘う鶴見緑地のエントランスとして、多くの方に利用されています。

[提案を求める内容]

風車と大花壇では、景観向上さらには鶴見緑地の魅力向上のため、当該施設と調和した利用者の利便性向上につながる施設整備の提案を求めます。

大池では、多様な生き物の生息環境であることにも配慮しつつ、水景施設としての魅力を最大限発揮するための親水性を活かした提案を求めます。

鶴見新山では、市内最高峰の特性を活かした利活用の提案さらには周辺の起伏を活かした利活用の提案を求めます。

大芝生では、広がりのある空間の中で、様々なレクリエーション活動に応える利活用の

提案を求めます。

中央通と中央噴水では、鶴見緑地のエントランスとして賑わいを創出するための提案を求めます。

なお、新たな公園施設を提案する場合は「②新たな公園施設の整備などに関する提案」にて、ソフトの取組みに関して提案する場合は「④新たな賑わい創出事業の提案 ii イベント等に関する提案」にて提案してください。

○ その他の施設

[提案を求める内容]

陳列館ホール、水の館ホール、鶴見緑地野外卓等の既存公園施設について、社会ニーズ及び利用者ニーズを捉えた魅力向上の提案を求めます。なお、形態や規模の見直し、展開場所の変更さらには既存施設を廃止し、他用途への変更を提案することができますが、その場合、指定管理業務の事業計画と整合性を図る必要があります。

また、既存駐車場、既存売店及び既存レストランについても、規模及び設置個所の見直し、さらには廃止を提案することができます。既存駐車場において前記提案を行う場合、全体事業計画を勘案し、必要駐車台数を算出してください。設置場所を見直し、新たな個所で駐車場を設置する場合は、公園の外周に沿った場所で歩行者や公園利用者との接触がないような場所で計画してください。この場合、既存駐車場の管理運営業務の事業計画と整合性を図る必要があります。なお、新たな個所で駐車場の設置を提案する場合は、「②新たな公園施設の整備等に関する提案」にて提案してください。

園内にある水景施設のうち、休止中の水景施設は、再整備により機能転換を図るなど、より魅力的な空間となるような提案を求めます。なお、現在、稼働中の施設は、原則、存続することとしますが、存続施設の機能を向上させるようなより魅力的な提案を行うこともできます。現在、稼働中又は休止中の水景施設については、資料Ⅱ-3を参照してください。

② 新たな公園施設の整備等に関する提案

[現状]

花博後、多くの施設が20年以上経過したものとなっており、必ずしも社会ニーズ及び利用者ニーズに応じたサービスが提供できていません。

[提案を求める内容]

鶴見緑地の魅力を向上させ、公園利用者の利便に供するための、新たな公園施設の設置提案を求めます。

新たな公園施設は、公園利用者の動線を十分に考慮し、園内の回遊性を高める施設配置とし、デザインについては、都心にありながらみどり豊かな鶴見緑地の景観特性に十分に配慮し、自然景観と調和した計画としてください。また、カフェ・レストラン等の便益施設を設置する場合は、施設の利用者だけでなく誰もが利用できるトイレや休憩施設の併設に努めてください。

日常的にイベント等を実施するためのイベントエリアの設置提案を行う場合、イベントエリアの明示を行う必要があります。また、イベント等を実施していない間は広く一般の利用に供される必要があります。イベントエリアの提案にあたっては、「④新たな賑わい創出事業の提案 ii イベント等に関する提案」でイベント内容等についてもあわせて提案

してください。

③ 駅前エリア未開設地の整備・活用に関する提案【必須提案】

[現状]

鶴見緑地南側の駅前エリアは、公園施設設置許可制度により、先行的に多様な施設の設置・運営が行われているものの、北側の一部区域（約 1.1ha）が未開設地となっています。

当該未開設地は、山のエリアと同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物の最終処分場跡地として指定された区域であり、土地の形質の変更にあたっては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき、建築物等による増加荷重の制限や掘削制限等の制約条件があります。

[提案を求める内容]

当該未開設地は駅近くに位置し、鶴見緑地の魅力向上を図る上で重要なエリアの一つであることから、大阪市から公園施設設置許可を受け整備する公園施設の提案に加え、周辺環境と調和した当該未開設地全体の活用により、利用者の利便性向上及び鶴見緑地全体の魅力向上につながる提案をして下さい。なお、未開設地である当該エリアの整備は、公園区域の拡張を伴うことから、大阪市と必要な協議を行うこととします。

④ 新たな賑わい創出事業に関する提案

i 周年記念事業に関する提案【必須提案】

[提案を求める内容]

花博開催 30 周年となる 2020 年に指定管理事業者が主体となり実施する、花博の理念を継承するための周年催事の提案をして下さい。なお、提案にあたっては、30 周年以後の周年催事にもつながるものとし、国際交流の視点及び市民、企業、行政とも連携を図る事業提案としてください。

ii イベント等に関する提案

[提案を求める内容]

市営公園で一番の広さを誇り多様な施設が設置されている鶴見緑地の特性を活かし、大芝生や中央噴水・中央通などで、鶴見緑地の魅力を活かした独創性豊かな催しやイベントを企画開催し、公園利用者の新たなニーズを掘り起こすような魅力ある提案を求めます。

⑤ その他の提案

i 市民、ボランティア団体、企業等との連携に関する提案【必須提案】

[提案を求める内容]

鶴見緑地が持続的に魅力を発揮するためには、市民、ボランティア団体、企業、指定管理事業者等に大阪市を加えた、あらゆるステークホルダーが連携する仕組みを構築することが重要です。

その取組みの一つとして、指定管理事業者が中心となりプラットフォームを立ち上げ、組織運営することが有効と考えていますが、より効果的に連携を促進するための組織体制及び組織運営について提案をして下さい。

ii 他施設との連携に関する提案

本事業区域外の駅前エリアの設置許可施設、なにわ ECO スクエア及び自然体験観察園並びに公園開設区域外の国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）及び（公財）地球環境センターとも連携した、鶴見緑地の活性化のためのプロモーション等の取組みを推進する提案を求めます。

iii 回遊性向上に関する提案

[提案を求める内容]

広大な敷地を有する鶴見緑地において、誰もが快適かつ安全に移動できるための新たな園内交通システム、利用者への情報発信機能の充実、安全性・快適性を向上させるための園路形態などの提案を求めます。

公園の玄関口となる中央通・中央噴水から、山のエリアや国際庭園等のエリア、また公園西部の大芝生や乗馬苑、子どもの森等のエリアをつなぎ、観光客や公園利用者が園内を安全かつ快適に回遊できるような取組みについて提案を求めます。

iv 再生可能エネルギーの活用及び新規技術の導入等に関する提案

[提案を求める内容]

2(5)施設の仕様条件の環境面の配慮に加え、持続可能なエネルギーマネジメントの実現に向け、園内での再生可能エネルギーやクリーンエネルギーの活用などに関する提案を求めます。太陽光発電などの現在の自然エネルギー技術のみならず、今後の技術発展を踏まえた先端的技術を含む幅広いエネルギー利用に関する提案を求めます。園内に導入した施設を新エネルギー利用のショーケースとして活用し、情報発信の場とするなどの取組みに関する提案もあわせて求めます。

また、利用者サービスの向上及び管理運営の効率化等につながる、最先端技術の導入・活用に関する提案を求めます。

v 大阪・関西万博との連携に関する提案

[提案を求める内容]

鶴見緑地が市内唯一の国際博覧会開催地であり、さらに、2020年度は大阪・関西万博の5年前にあたることも踏まえ、大阪・関西万博との連携や機運醸成に向けたプロモーションなどの取組みについて提案を求めます。

vi 広報・情報発信に関する提案

[提案を求める内容]

公園利用者の来園動機を高め、鶴見緑地の認知度向上や新規利用者の獲得、広域からの利用者の増加、リピーターの確保を図るため、各種媒体を活用した広報・情報発信をはじめとした効果的なプロモーション活動について提案を求めます。

vii ネーミングライツに関する提案

[現状]

大阪市では、様々な施設を有効に活用し、ネーミングライツや広告事業等の手法を用いた収入確保策を積極的に進めることとしており、指定管理者制度導入施設においてもネーミングライツ等を導入し、有効活用を図っていくこととしています。

ネーミングライツは、命名した名称が市の広報活動等を通じて露出する機会が得られ、宣伝効果や地域社会への貢献によるイメージアップ等が期待されます。

[提案を求める内容]

指定管理事業者による、公園施設におけるネーミングライツの提案を求めます。

ネーミングライツについての提案は、この提案をもって決定するものではありません。いただいた提案を基に、指定管理事業者選定後、大阪市と協議のうえ決定するものとします。

また、ネーミングライツ未実施の施設について、別途、大阪市がネーミングライツ協力事業者を公募する場合があります。